



成果目標	基準値 (2017年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数	126名	123名	126名
認定新規就農者数(累計数)	4名	14名	21名
担い手の農地利用集積率【追加】	—	35.1%	40.9%
集落営農組織化、農業経営法人化件数(累計数)	5件	10件	16件 【変更前10件】
遊休農地の割合	3.19%	2.74%	2.11% 【変更前：3.02%】
伊勢市農業振興地域整備計画における農用地面積	2,246ha	2,244ha	2,231ha
人・農地プランの作成数	3地域	13地域	20地域
有害鳥獣の被害額	15,785千円	14,581千円	11,876千円以下 【変更前：7,210千円以下】
市内産農産物のブランド化に向けた取り組みへの支援数(累計数)	9件	17件	23件 【変更前：59件】
①民話の駅蘇民・②郷の恵「風輪」・③サンファームおばたの来店者数 ※来店者数はレジ通過者数とします。	257,000人	194,204人 内訳 ①128,368人 ②3,684人 ③62,152人	236,000人 【変更前：295,000人】 内訳 ①140,060人 ②7,890人 ③88,050人
農業体験学習実施校数(累計数)【追加】	—	8校	75校
多面的機能支払交付金活動組織化数	26組織	27組織	30組織
森林の間伐率	26.9%	33.93%	40.2% 【変更前：28.0%】

* 基準値、現状値、目標値については、当該年度の前年度末時点の数値となっている。



計画策定の趣旨

「伊勢市農村振興基本計画」は伊勢市における農業振興の目標と基本方針等を体系的に整理し、農業者、関係機関、関係団体が連携して取り組んでいく今後の目指すべき方向性を示すものです。本市では、農林水産業が持続的に営まれるまちを実現することを目的とし、2009年(平成21年)に「第1次伊勢市農村振興基本計画」を策定し、その後、環境の変化や、国や県の関連計画の内容を踏まえ、2018年(平成30年)3月に「第2次伊勢市農村振興基本計画」を策定しました。

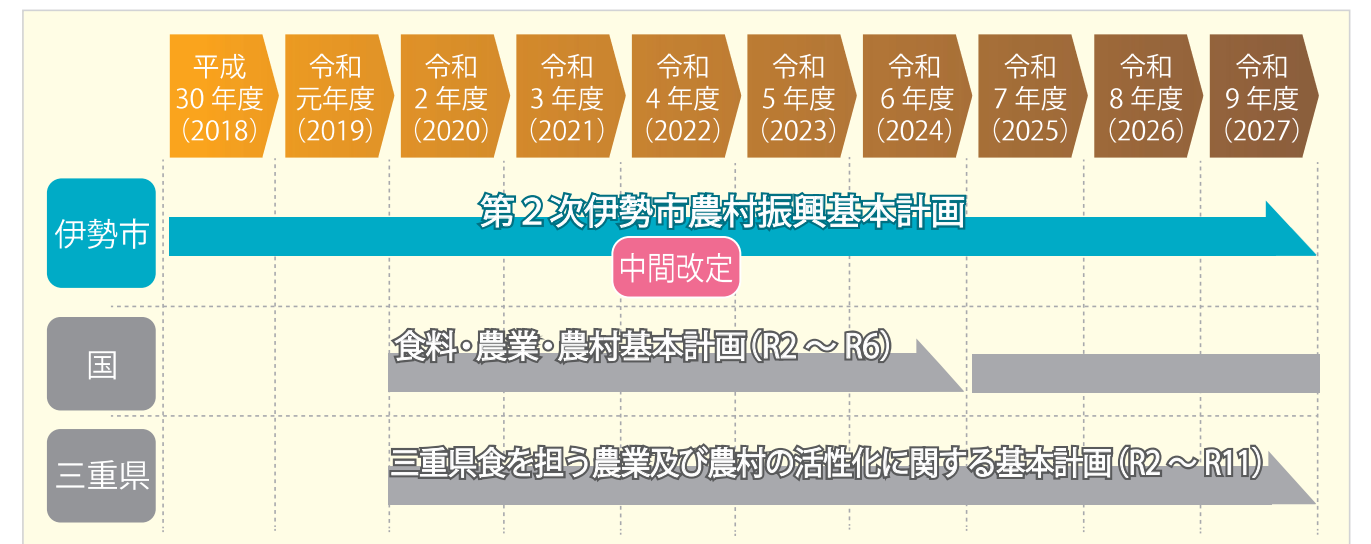
農業を取り巻く環境は厳しく、担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化、輸入資材の高騰化、宅地化の進展等といった要因によって農地が減少するなどの傾向があることに加え、気候変動の影響等、新たな脅威も懸念されています。その一方で、AI、IoT等の技術革新による生産性の向上や、農産物の海外輸入から国内生産への転換、グローバル化による海外マーケットのさらなる拡大等、農業の成長産業化が進行しており、また、様々な人材が農業に関わる「田園回帰」の動きもみられるようになってきています。

本計画は、『皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり』に向けた、伊勢市の農業施策を示す基本計画です。農業分野における環境変化、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の急激な変化等に対応するため、計画策定から5年を経過する2022年度(令和4年度)に計画の中間改定を行うこととしました。



計画の期間

計画の期間は、2018年度(平成30年度)を初年度とし、2022年度(令和4年度)を中間目標年度、2027年度(令和9年度)を最終目標年度とする10年間としています。なお、社会・経済の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直します。



皆が誇りを持ち“伊勢”を感じる持続可能な農業と農村づくり

目標 1 農業の未来を託せる人づくり

基本方針 1

未来につなぐ多様な担い手づくり

施策

- POINT 1 1 担い手の育成・確保
- 2 農業の共同化・法人化の推進



目標 2 自慢できる農産物づくり

基本方針 2

地域の特性に応じた農業生産システムづくり

施策

- 3 経営安定対策の充実
- 4 農作物の産地化
- POINT 2 5 生産・出荷体制の充実とスマート農業の推進

基本方針 3

地域農業を支える生産基盤づくり

施策

- 6 農業生産基盤の整備促進
- 7 優良農地の確保と担い手等への効率的利用促進
- POINT 3 8 鳥獣被害対策の推進

基本方針 4

自慢できる安全・安心な農産物づくり

施策

- 9 安全・安心な食料の供給体制の構築
- POINT 4 10 地域資源としての農作物のブランド化及び産地の強化に向けた取り組み
- 11 地産地消の推進
- 12 食育の推進

目標 3 自然と共存できる魅力ある農業・農村づくり

基本方針 5

地域資源を活用し地域が一体となった魅力ある農村環境づくり

施策

- 13 地域資源と農村コミュニティの適切な保全
- 14 多面的機能支払交付金活動
- POINT 5 15 都市住民と連携・交流の促進
- 16 農村空間の総合的な整備促進
- 17 森林の保全と育成



POINT 1 担い手の育成・確保

- 新規就農者育成の取り組みを支援します

新規就農に必要な生産技術や経営管理技術の習得を目指し、先進農家及び関係機関等で行う農業研修を支援します。



▲ 新規就農者育成施設 (株式会社あぐりん伊勢)

POINT 3 優良農地の確保と担い手等への効率的利用促進

- 人・農地プランの作成と農地中間管理事業の活用を推進します

農地の荒廃を防ぎ農地を維持するため、また、担い手への農地集積・集約化により農業経営規模の拡大を図るため、地域の話し合いを定着させ、人・農地プランの作成を推進するとともに、農地中間管理事業等の活用を促します。



▲ 人・農地プランの作成 (村松町)

POINT 4 地域資源としての農作物のブランド化及び産地の強化に向けた取り組み

- 6次産業化など農産物の加工品開発を推進します
- 農業者の所得向上や就業機会の確保を図るため、農産物の素材供給にとどまらず、より付加価値を高めた農産物加工を進めるとともに、主体的に取り組む6次産業化、高校・大学等の教育機関や農商工との連携を推進します。

観光付加価値を高める市内産特産物の加工品として、ワインぶどうを使用した地ワインの普及・推進に取り組みます。

POINT 2 生産・出荷体制の充実とスマート農業の推進

- スマート農業への取り組みを支援します

ICTなどの新たな技術を用いて高品質な農産物の安定生産や農作業の効率化を実現するための取り組みに対して支援を行います。



▲ ICTの活用 (ドローンによる農業散布)

POINT 5 都市住民と連携・交流の促進

- 都市住民や市民が農業を身近に感じられる場の創出を推進します

美しい景観の保全に配慮した地域整備、水路・ため池などの遊水機能を有する施設の適切な保守・管理、農村公園や郊外型市民農園の利用促進、多彩な交流の場づくりを推進し、都市住民や市民と農業との接点拡大に努めます。